

## UHF帯以上の交信記録認定基準

### (目的)

1. この基準は、UHF帯以上のアマチュアバンドにおいて国内の局の交信距離の記録認定(記録認定という。以下同じ。)に関する事項を定め、UHF帯以上の周波数帯の活性化を図ることを目的とする。

### (認定対象周波数帯及び電波型式等)

2. 記録認定の対象周波数帯はUHF帯以上のアマチュアバンドとし、周波数帯・電波型式別に認定する。

### (申請)

3. 記録認定を受けようとする者(申請者という。以下同じ。)は、次の事項を記入した書類の提出により連盟会長に申請するものとする。  
申請者のコールサイン、氏名、住所、電話番号  
周波数帯、電波型式  
交信日時  
申請者の運用場所(緯度、経度、標高)  
相互間距離  
交信相手局のコールサイン  
交信相手局の運用場所(緯度、経度、標高)  
使用送受信機の構成および送信機の定格出力  
使用空中線の型式、地上高  
信号強度(自局、相手局)  
参考事項(天候、温度、湿度等の測定可能な交信時の条件等)

### (記録認定の条件)

4. 記録認定は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 記録認定の相互間の距離は、原則として国土地理院発行の50万分の1の地図を用いて求めた2地点の緯度、経度から大圏航法により求められた距離とする。
  - (2) 既存の記録認定がある場合、その記録認定された距離を1%以上超えるものであること。
  - (3) 航空機等の移動体からの交信及びアマチュア衛星・EME・レピータ・特定の反射装置等を使った交信は、認めないものとする。
  - (4) JARL NEWSに申請内容を公示し、その記録について2人以上の会員から、2ヶ月以内に異議の申し立て(記録認定無効の証拠を添えたものに限る。)がないこと。

### (異議の申し立ての裁定)

5. 前項の異議の申し立てについて、異議申し立てにかかる事実が妥当でないと連盟会長が認めた場合は、異議申し立ては成立しないものとする。

### (記録認定証の発行)

6. 連盟会長は、記録認定を認めた場合は、交信記録認定証を発行するものとする。

### 付 則

この基準は、平成11年9月1日から施行する。ただし、施行の日以前に発行された交信記録認定証は、この基準により発行されたものとみなす。